



KAWASAKI
SDGs



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

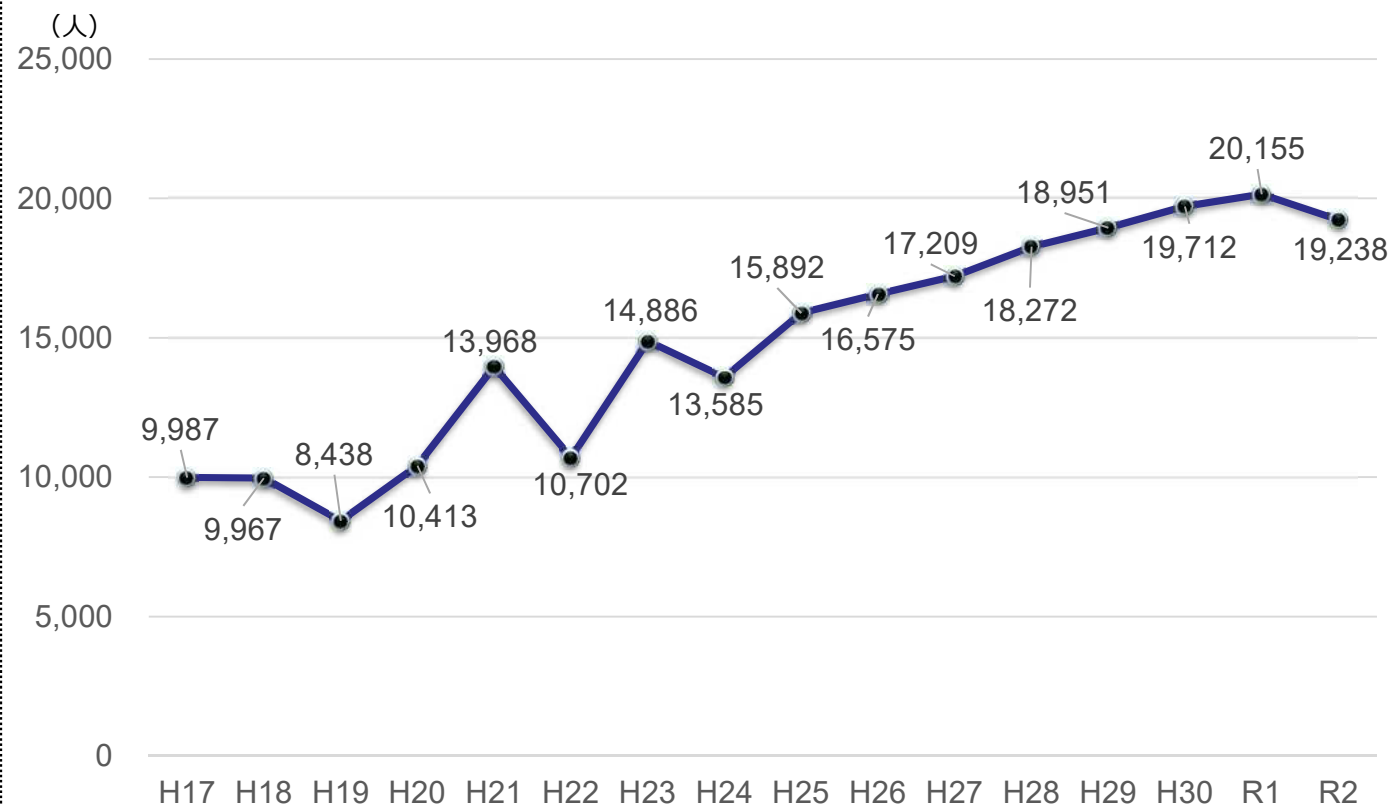
令和4年10月31日(月)
第82回九都県市首脳会議

学校における医療的ケア児支援の充実について 川崎市提案

1 医療的ケア児の現状

○全国の医療的ケア児 (※) はおよそ2万人と推計され、令和2年までの10年間で、およそ1.4倍となっている。

在宅の医療的ケア児の推計値 (0~19歳)



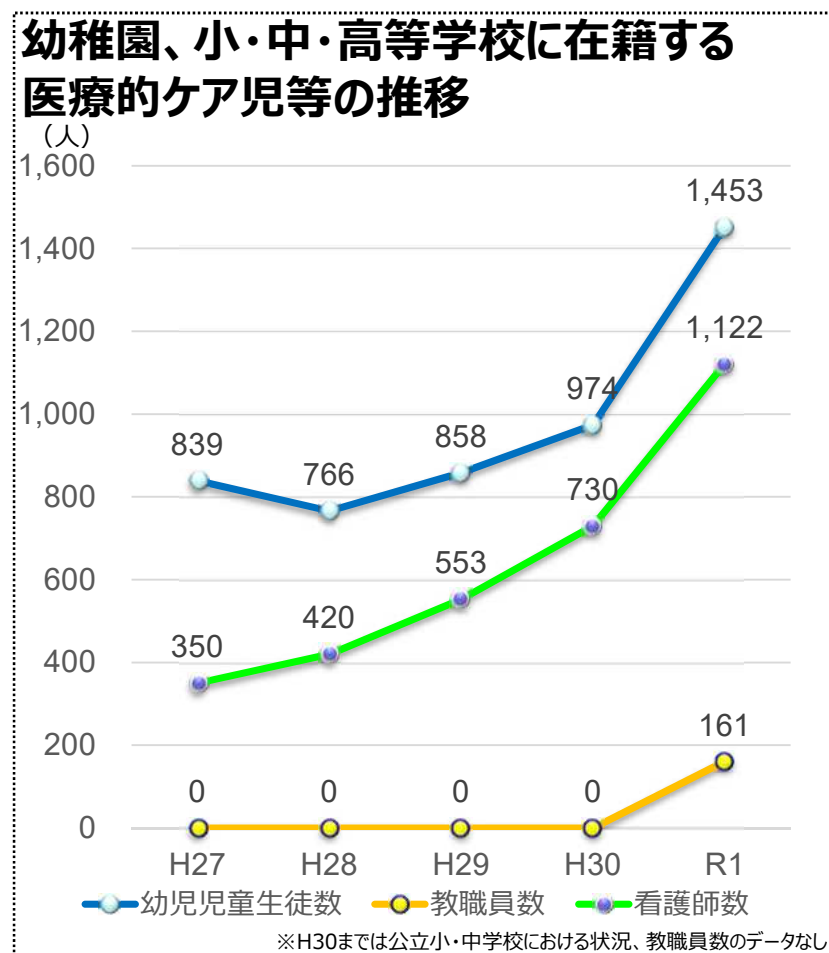
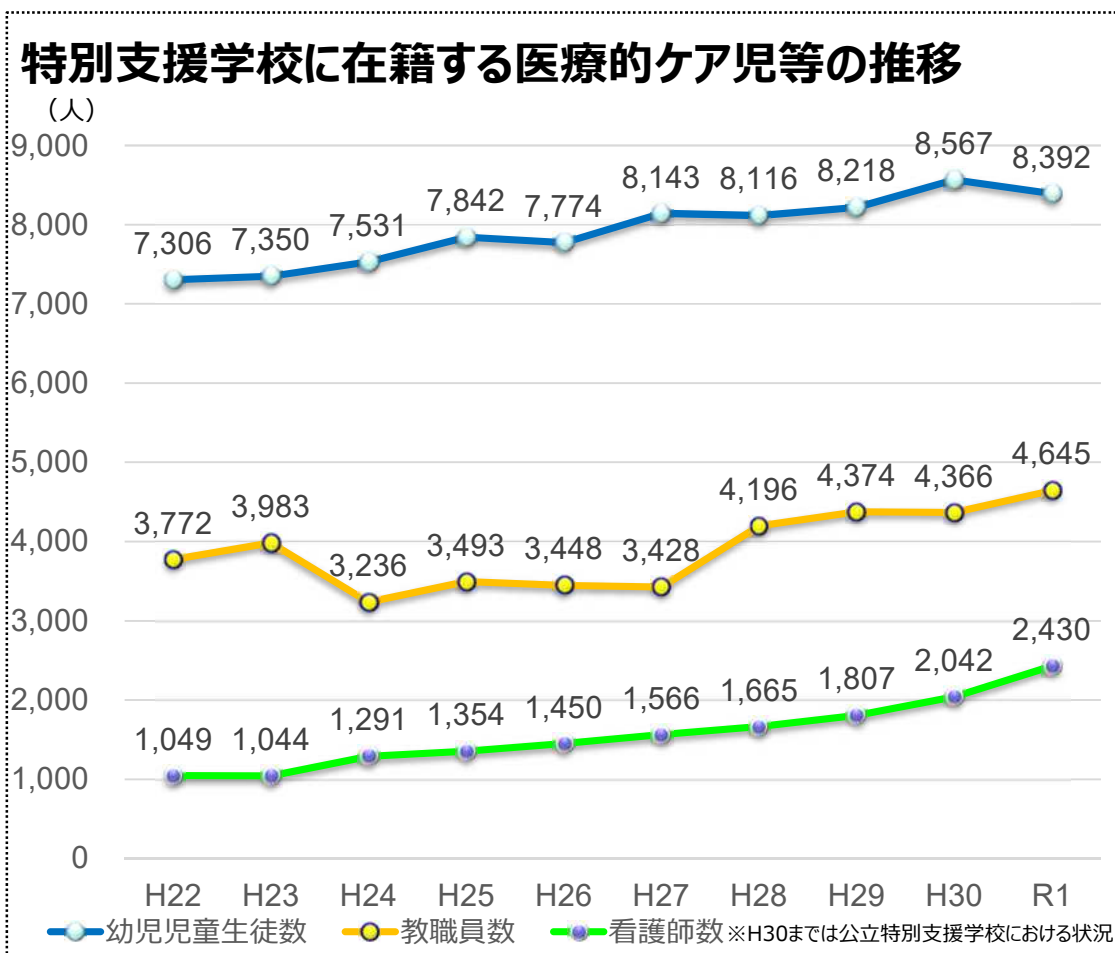
出典：厚生労働省資料「医療的ケア児について」

※医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

2 学校における医療的ケア児の現状①

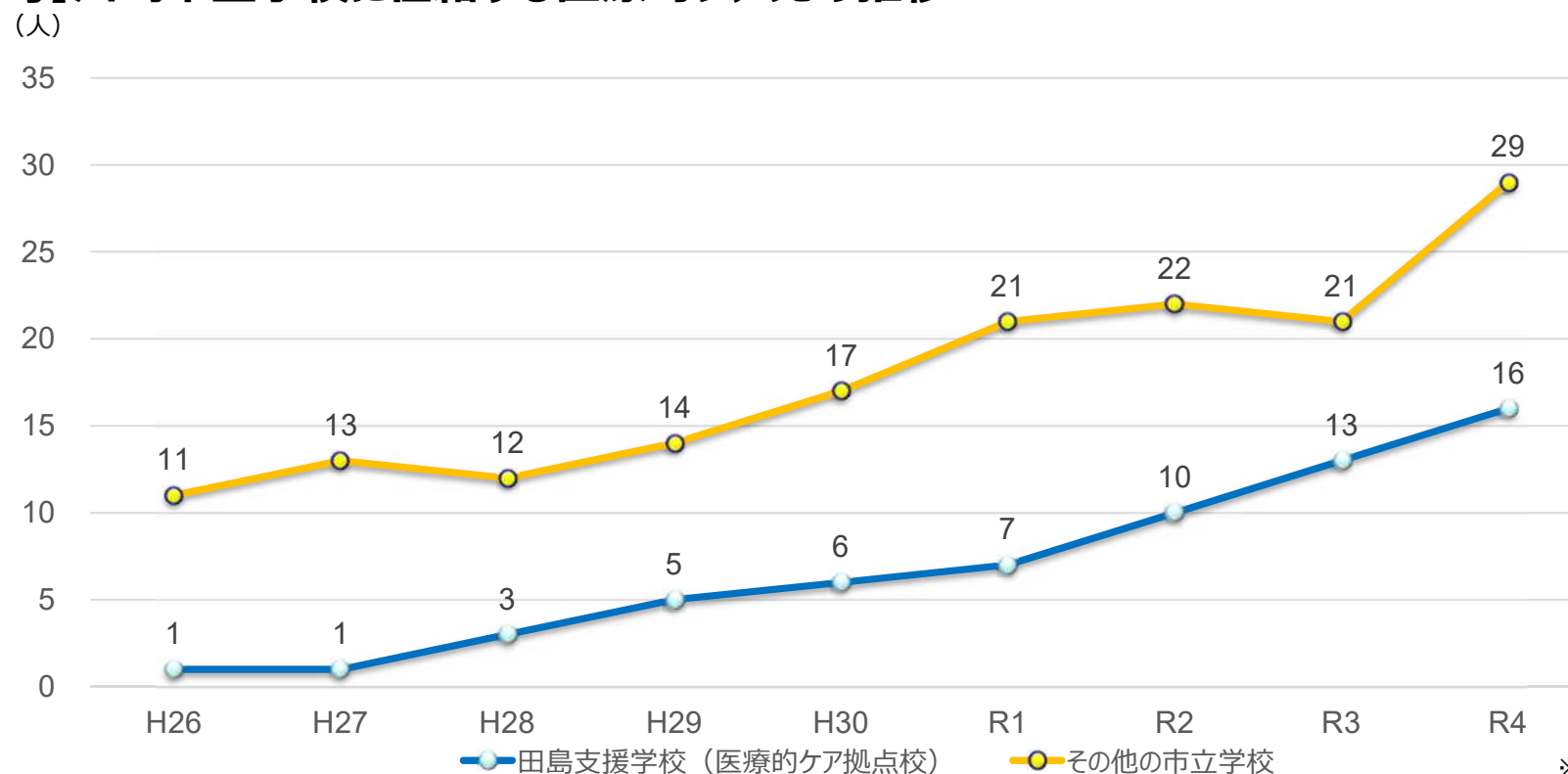
○全国の特別支援学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にあり、同時に幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児も増加傾向にある。



2 学校における医療的ケア児の現状②

- 本市の市立学校に在籍する医療的ケア児も増加傾向にあり、特別支援学校のみならず、その他の市立学校でも増加している。また、人工呼吸器を必要とする児童生徒も在籍している（令和4年度：3名）。
- 首都圏の各都県市においても、医療的ケア児の人数は増加傾向が見られる。

【参考】川崎市立学校に在籍する医療的ケア児の推移



3 法の施行と取組

○令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行、地方公共団体や学校設置者の責務等が規定されている。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」概要

●基本理念（第3条第2項）

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

●地方公共団体の責務（第5条）

地方公共団体は、基本理念のとおり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する。

●学校設置者の責務（第7条）

学校（学校教育法第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の設置者は、基本理念のとおり、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する。

●教育を行う体制の拡充等（第10条）

第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがない場合でも適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、看護師等のほかに学校において医療的ケアを行う人材の確保を図るため、介護福祉士その他の喀痰吸引等を行うことができる者を学校に配置するための環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

学校における医療的ケア児支援の充実に向けた主な取組（国）

（1）通知等

- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）
法の趣旨を踏まえた取組の推進に向けて、学校に関する留意事項について取りまとめ、公表

（2）主な支援施策

●医療的ケア看護職員配置事業

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援

●学校における医療的ケア実施体制充実事業

地域の小・中学校における医療的ケア児の受入れ体制の在り方に関する調査研究を実施するとともに、学校における医療的ケアの中心となる医療的ケア看護職員の専門性の向上を図るため、教育委員会における研修の在り方について調査研究を実施

4 医療的ケア児支援の充実に向けて①

○各都県市においても、学校における医療的ケア児支援の充実に向けて、看護師の配置や支援者の養成研修、通学支援など、様々な取組を行っているが、課題も多い状況

【参考】川崎市における取組と課題、今後の方向性

(1) 主な取組

①看護師の配置（令和4年5月1日現在）

- 田島支援学校（医療的ケア拠点校）：常勤4名、非常勤2名、訪問看護ステーション2事業者
- 小・中学校等：非常勤4名、訪問看護ステーション26事業者

②医療機関等との連携

- 田島支援学校（医療的ケア拠点校）：指導医による技術的支援、緊急時や災害時の対応医療機関の指定
- 小・中学校等：学校医との連携

(2) 課題と今後の方向性

①高度な医療的ケア（人工呼吸器等）を必要とする児童生徒の増加

⇒ 学校看護師の安定的な確保など学校における支援体制の強化

②保護者の送迎に係る負担軽減

⇒ 医療的ケア児の通学支援に向けた取組

【川崎市における通学支援の取組と方向性】

<取組>

児童生徒一人ひとりのニーズに対応した通学支援の実施

<具体的な方向性>

保護者の負担軽減を図るため、福祉車両等の通学車両を確保するとともに、安心・安全に支援ができるような運行体制を構築する

4 医療的ケア児支援の充実に向けて②

- 学校の設置者が、医療的ケアを必要とする児童生徒に対する適切な支援を行い、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えられる体制を構築することは、九都県市共通の課題となっており、国と地方公共団体が連携して取組を推進していく必要がある。

5 国への要望内容

(1) 医療的ケア看護職員等配置に係る財政支援を拡充するとともに、医療的ケア看護職員を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」において教職員定数に位置付けるなど、学校における看護師の安定的な配置に向けた必要な措置を講ずること。

(2) 医療的ケア児の通学支援に向けて、地域の実情に応じた財政措置を講ずること。